

最先端研究開発支援プログラム及び最先端・次世代研究開発支援プログラム
のフォローアップ及び評価の運用方針(案)

平成 23 年 月 日
総合科学技術会議

総合科学技術会議は、最先端研究開発支援プログラム(以下「最先端プログラム」という。)及び最先端・次世代研究開発支援プログラム(以下「次世代プログラム」という。)の効果的・効率的な推進を図るため、「最先端研究開発支援プログラム運用基本方針」(平成 21 年 6 月 19 日総合科学技術会議決定。以下「最先端プログラム運用基本方針」という。)及び「最先端・次世代研究開発支援プログラム運用基本方針」(平成 22 年 2 月 3 日総合科学技術会議決定)のほか、最先端プログラム及び次世代プログラムのフォローアップ及び評価に関して以下のとおり運用方針を決定する。

1. 最先端プログラムを機動的に推進するため、以下の事項については総合科学技術会議最先端研究開発支援推進会議※(以下「推進会議」という。)において実施する。

(1) 最先端プログラム運用基本方針において定められたフォローアップに係る以下の事項及びこれに基づく必要な改善要求を行うこと。

- ① 研究支援担当機関及び中心研究者からの研究の進捗状況の聴取
- ② 独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)からの基金の管理状況等の聴取

(2) 最先端プログラム運用基本方針に基づき総合科学技術会議が研究開発終了後に行う研究課題の事後評価について、評価の具体的な実施方法を定めるとともに、総合科学技術会議が評価を決定するに当たって評価案の取りまとめを行うこと。

(3) 「先端研究助成基金の運用に係る方針」(平成 21 年 9 月 4 日総合科学技術会議最先端研究開発支援会議決定)に基づき、研究目標、中心研究者、共同提案者又は研究支援担当機関について研究支援担当機関から振興会に変更申請があった場合に、総合科学技術会議に代わり意見を述べること。

2. 総合科学技術会議は、研究開発終了後に研究課題の事後評価と併せて最先端プログラム及び次世代プログラムの研究開発支援施策としての評価を、研究開発終了一定期間経過後に追跡評価を実施する。

総合科学技術会議が評価を実施するに当たっては、推進会議が評価の具体的な実施方法を定めるとともに評価案を取りまとめることとし、その結果を基に総合科学技術会議が評価を決定する。

※ 推進会議の構成員(科学技術政策担当政務三役及び総合科学技術会議有識者議員)は、「最先端研究開発支援の運用に関する必要事項を審議・決定する会合の名称の統一について」において規定。